

平成22年第3回砂川市議会臨時会

平成22年4月15日（木曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 3号 砂川市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 財産の取得について
議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 5 議案第 6号 工事請負契約の締結について
議案第 7号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 9号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
吉浦やす子議員
武田 圭介議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 4月15日 1日間
至 4月15日
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 3号 砂川市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税
 免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 8号 財産の取得について
 議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
 議案第 2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
 日程第 5 議案第 6号 工事請負契約の締結について
 議案第 7号 工事請負契約の締結について
 日程第 6 議案第 9号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつ
 いて

○出席議員（13名）

議 長	北 谷 文 夫 君	副議長	東 英 男 君
議 員	矢 野 裕 司 君	議 員	武 田 圭 介 君
	飯 澤 明 彦 君		中 江 清 美 君
	吉 浦 やす子 君		一ノ瀬 弘 昭 君
	尾 崎 静 夫 君		土 田 政 己 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君
	沢 田 広 志 君		

○欠席議員（1名）

増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	角 丸 誠 一
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司

建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己
税 務 課 長	熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	加 茂 谷 和 夫
庶 務 係 長	佐 々 木 純 人
議 事 係 長	石 川 早 苗

○議長 北谷文夫君 おはようございます。本会議の開会前に4月1日付で人事異動がありまして、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申し出がありますので、これを許したいと思います。

副市長。

(副市長より新説明員紹介)

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 ただいまから平成22年第3回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、吉浦やす子議員及び武田圭介議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月15日の1日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案第 8 号 財産の取得について

議案第 1 号 平成 22 年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2 号 平成 22 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第 4、議案第 3 号 砂川市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第 4 号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号 財産の取得について、議案第 1 号 平成 22 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 平成 22 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の 6 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 私のほうから議案第 3 号、4 号、5 号、8 号、1 号について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第 3 号 砂川市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

廃止の理由は、農村地域工業等導入促進法第 10 条に基づく地方税の課税免除または不均一課税に伴う普通交付税の減収補てんが適用される措置の終了に伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

この条例は、農村地域工業等導入促進法に基づき、指定地域内に工場を新設、増設する場合、該当する施設の固定資産税について 3 年間免除するものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例であります。

砂川市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例は、廃止する。

附則として、第 1 項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第 2 項は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正で、砂川市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の廃止に伴う条文整理であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 4 号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、附属説明資料に基づき説明いたします。9 ページをごらんください。なお、附属説明資料の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第19条は、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金にかかわる延滞金の定めであり、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

第31条第3項は、均等割の税率の定めであり、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

第36条の3の2の改正は、個人の市民税にかかわる給与所得者の扶養親族申告書の定めであり、給与所得者にかかわる扶養親族申告書の提出義務を定める規定であります。

第36条の3の3の改正は、個人の市民税にかかわる公的年金等受給者の扶養親族申告書の定めであり、公的年金等受給者にかかわる扶養控除申告書の提出義務を定める規定であります。

第44条第2項、第3項は、給与所得にかかわる個人の市民税の特別徴収の定めであり、給与所得及び公的年金等の所得にかかわる市民税を合算して給料から特別徴収できることとする改正規定及び条文整理であります。

第44条第4項の改正は、給与所得にかかわる個人の市民税の特別徴収の定めであり、年齢65歳以上の公的年金等にかかわる所得に対する所得割額は、給与から特別徴収できないこととする読みかえ規定であります。

第45条第1項の改正は、給与所得にかかわる特別徴収義務者の指定等の定めであり、前条第4項が追加されたことに伴う条文整理であります。

第48条は、法人市民税の申告納付の定めであり、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

第50条は、法人の市民税にかかわる不足額、失礼しました。不足税額の納付の手続の定めであり、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

第59、失礼しました。第95条は、たばこ税の税率の定めであり、1,000本につき3,298円を4,618円にする改正規定であります。

第143条第2項、第3項は、国民健康保険税の課税額の定めで、基礎課税額の限度額について47万円を50万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額について12万円を13万円に改正するものであります。

課税限度額については、医療分と後期支援金分の合計が現在の59万円が地方税法施行令の改正により63万円と定められ、現行より4万円引き上がることとなります。国民健康保険税の納税義務者のうち、介護保険に該当する40歳から64歳の世帯の課税限度額は、現行69万円が73万円となり、それ以外の世帯の限度額は現行59万円が63万円となります。この限度額を引き上げない場合、経営姿勢が評価される特別調整交付金の交付基準に限度額を国と同額としていることが定められていることから、法令どおりに引き上げるものといたします。この限度額の引き上げに伴う増収分については、平成22年度の見込みでは117世帯、164万1,000円となります。

課税限度額の改正による影響について、附属説明資料ナンバー2以降でご説明をいたし

ます。議案13ページ、附属説明資料ナンバー2をごらんください。これは、医療給付費分の課税額の比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございますが、この超過額が行が今回の改正の影響となります。一番右の合計欄で説明をいたします。現行37世帯、限度額47万円が改正案33世帯、限度額50万円となります。これは、限度額を越す世帯が4世帯減り、33世帯になりますが、差の4世帯は47万円から50万円の税額となる方です。合計いたしますと、影響する世帯37世帯、年税額で105万5,000円の増、収入見込みで97万3,000円の増となります。

次に、14ページ、附属説明資料ナンバー3には後期高齢者支援金分についての課税額の比較であります。前の表と同様に中ほどに軽減額の欄があり、超過額が行が今回の改正の影響となります。一番右の合計欄で説明をいたします。現行80世帯、限度額12万円が改正案67世帯、限度額が13万円となります。これは、限度額を越す世帯が13世帯減り、67世帯になりますが、差の13世帯は12万円から13万円の税額となる方です。合計いたしますと、影響する世帯80世帯、年税額で72万5,000円の増、収入見込みで66万8,000円の増となります。

議案15ページの附属説明資料ナンバー4は、給与収入で2人世帯の場合で介護に該当しない世帯の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率の比較を記載しておりますが、税率の見直しはなく、限度額のみ4万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、所得350万円以下の世帯の負担は変更ありません。備考欄をごらんください。ここには、限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しております。支援分の限度額の引き上げの影響は、給与収入で533万2,000円を超える世帯から影響し、574万8,000円を超えると一律1万円増額となります。また、医療費分は給与収入で708万6,000円を超える世帯から影響し、年収747万8,000円を超えると3万円増額となります。

同様に16ページの附属説明資料ナンバー5には、給与収入で2人世帯の場合で介護に該当する世帯の所得段階別比較表を添付しております。影響の出る所得階層は、介護に該当しない世帯と同様であります。

以上が限度額の引き上げに関する影響の附属説明資料の説明であります。

次に、附属説明資料ナンバー1に戻りまして、10ページの中段ほどにあります159条の改正から説明いたします。第159条は、国民健康保険税の減額の定めで、軽減後の課税限度額を医療分である基礎課税額について47万円を50万円に、後期高齢者支援金等課税額について12万円を13万円にする改正規定及び条文整理であります。

第159条の2の改正は、特例対象被保険者等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定めであり、特例対象被保険者である非自発的失業者に対し課税される所得、失礼しました。総所得のうち、給与所得を100分の30に軽減する規定であります。

第160条の2の改正は、特例対象被保険者等にかかわる申告の定めで、特例対象被保

険者である非自発的失業者に対する申告方法を定める規定であります。

この2条例の改正は、国民健康保険の被保険者が倒産や解雇などの理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合などにおいて、保険税の算定の基礎となる給与所得について給与所得を100分の30として計算する特例措置であります。対象者は、雇用保険法の定めによる特定受給資格者及び特定理由離職者であります。在職中の保険料負担と比較し、過重とならないよう措置するものであります。

次に、附則についてであります。附則第15条、第15条の2は読みかえ規定で、特別土地保有税にかかわる読みかえ規定の廃止に伴う改正及び条の繰り上げであります。

附則第16条の2第1項は、たばこ税の税率の特例の定めで、旧3級品のたばこにかかわるたばこ税の税率について当分の間1,000本につき1,564円を2,190円にする改正であります。

附則第19条の3の改正は、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかわる市民税の所得計算の特例の定めであり、非課税口座内の少額上場株式等の譲渡所得等の非課税措置を創設する規定であります。非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振りかえ記載等にかかわる口座をいうものであります。

附則第20条の4は、条約適用利子等及び条約適用配当等にかかわる個人の市民税の課税の特例の定めで、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律及び租税条約実施特例法の題名が改正されたことによる条文整理であります。

附則第20条の5は、保険料にかかわる個人の市民税の課税の特例の定めであり、租税条約実施特例法の題名が改正されたことによる条文整理であります。

附則第23条は、読みかえ規定で、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第27条は、公的年金等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定めで、地方税法の一部改正に伴う条文整理であります。

附則第32条の改正は、上場株式等にかかわる譲渡損失の損益通算及び繰越控除にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定めで、条文整理であります。

附則第38条は、条約適用利子等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定めで、租税条約実施特例法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の題名が改正されたことに伴う条文整理であります。

附則第39条は、条約適用配当等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定めで、租税条約実施特例法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の題名が改正されことに伴う条文整理であります。

次に、6ページに戻っていただきたいと存じます。施行、附則についてであります。第1条には、この条例の施行期日を定めております。公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものであります。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

日から施行するものであります。

第1条の規定中、第1号から第4号に定めるものは、それぞれ記載された日から適用するものであります。

第2条は市民税に関する経過措置の定めであり、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条はたばこ税に関する経過措置、第5条は都市計画税に関する経過措置、第6条は国民健康保険税に関する経過措置であります。それぞれ改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き平成22年度課税部分から適用するもので、平成21年度分までは、なお従前の例によるものであります。

以上が地方税法改正等による砂川市税条例の改正内容であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第5号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、過疎地域自立促進特別法の一部が改正され、同法第31条の規定による地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される対象業種の一部が変更されたことに伴い、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、課税免除の定めであり、第1項中、ソフトウェア業を情報通信技術利用業に改めるものです。

なお、情報通信技術利用事業とは、一般的にコールセンターなど電話を利用して行う商品や役務に関する情報を提供する事業のことをいうものであります。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するものであります。

第2項は、経過措置で、改正後の第2条の規定は、平成22年4月1日以後に取得した適用設備から適用し、同日前に取得した適用設備については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第8号 財産の取得についてご説明をいたします。

提案の理由は、砂川市土地開発公社が所有する道央砂川工業団地用地を買収するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上、かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

記として、1、土地の表示、所在地は西6条北23丁目259番4、地目、雑種地、地

積2万4,569平方メートル。

2、取得者、砂川市。

3、予定価格、2億1,318万600円。

4、取得の相手方、砂川市西6条北3丁目1番1号、砂川市土地開発公社理事長、小原幸二であります。

3ページには、附属説明資料として道央砂川工業団地用地買収図を添付してございますので、ご高覧を賜り、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,275万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億3,075万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明にアンダーラインを付してあるものは細節の新規事業であります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費175万6,000円の補正は、財政調整基金の積み立てにより財源調整を行うものであります。

次に、14ページ、8款土木費、5項1目市営住宅管理費で一つ丸、市営住宅の管理に要する経費1,100万円の補正は、ことし2月16日に発生した北光団地西3条3号棟の火災復旧工事費であり、出火した2階と階下の部屋の復旧とこれらの住戸に面する階段室及び外壁塗装工事を行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。18款繰入金58万3,000円の減は、当初予算で繰り入れた財政調整基金を減額により財源調整をするものであります。

20款諸収入1,333万9,000円の補正は、社団法人全国公営住宅火災共済機構からの北光団地火災に対する建物損害共済金であり、先ほど歳出でご説明しました火災復旧工事費に加え、21年度に応急措置として修繕した経費に対して93%支払われるものであります。

以上が今回補正の歳出、歳入予算であります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 議案第2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億5,222万1,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で157万5,000円の補正は、一つ丸、一般管理事務に要する経費で電算システム改修委託料の増によるものであります。先ほどご説明させていただきました議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の特例対象被保険者等である非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置に伴う電算システムの改修によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税で164万1,000円の増は、国民健康保険税の改正に伴い増額補正するものであります。主な改正点につきましては、課税限度額を医療給付費分、現行47万円を改正後は50万円に、後期高齢者支援金分、現行12万円を改正後は13万円にそれぞれ引き上げることによる増であります。なお、詳細につきましては、議案第4号の改正する、議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についての説明内容のとおりであります。

2款国庫支出金で157万5,000円の増は、今ほど歳出でご説明させていただきました電算システム改修に伴う経費の全額が財政調整交付金で措置されることによるものであります。

10款諸収入で164万1,000円の減は、平成22年度の収支不足を次年度予算の繰り上げ充用金で賄う予定であります。国民健康保険税の増額補正分を減額するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第3号から第5号まで及び第8号の一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) おはようございます。それでは、議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について何点かお伺いしてまいります。今回の市税条例の改正ももとなる地方税法の改正による条文の整理から実質的中身の改正、新たな軽減措置の制度の導入など多岐にわたるものであります。特に市内において影響のありそうな点に絞って質疑をさせていただきます。

まず最初に、大きな1点目として、市税条例の改正の中でも国民健康保険税の課税額についてお伺いいたします。国民健康保険制度も他の制度と同じように多くの市民の皆さんの税金によって運営されています。国民健康保険制度は、市民の皆さんが病気やけがなど

で医療機関にかかる際に経済的な負担を緩和して、その多くが自己負担の範囲内できちんとした医療が提供されるものでありますが、保険が保険としての機能を維持するためには当然のこととして安定した財源により国民健康保険特別会計が運営されていなければなりません。そのためには、必要な負担を市民の皆さんにお願いすることも大事になってきます。先ほどの提案説明の中でも市内の影響のお話がありましたけれども、数字が数多く出てきたことと比較という観点からのお話でしたので、ここでは影響、直截的な影響についてのみを再確認としてお伺いしたいと思います。

そこで、(1)として、今回課税額の上限を引き上げることによって市内の納税者に直接与える影響についてと仮に課税額の引き上げを実施しなかった場合、国民健康保険財政に与える影響についてはどのようなことになるかについて伺います。

(2)として、今回のような課税額の改定については、全体の額としては市内に与える影響は小さいかもしれませんが、国民健康保険税を納付している方の中には所得上担税力があるとして結構な金額を課税されている方もおります。昨今の景気低迷から、なかなか生活環境が改善しない折、この課税額改定によって影響を受ける納税者にとっては、見かけの所得と実際の納める税額について重税感を感じている方もおり、例えば基礎課税額において今回は3万円の引き上げを実施することとなりますが、こういった引き上げについて段階的な引き上げなど他の代替手法を取り入れて、なお国民健康保険財政全般に影響を与えない余地が全くないものなのかどうかについて伺います。

次に、大きな2点目として、特例対象被保険者等にかかわる国民健康保険税の課税の特例についてお伺いたします。(1)として、先ほどの提案説明の中にもありましたけれども、特例対象被保険者等にかかわる国民健康保険税の課税の特例に関して、ここで言われる非自発的失業者の範囲をもう少し具体的にお伺いしたいのとこの制度が導入後の対象者数を把握できるのか、それとも把握しているのかどうかについてもあわせて伺います。

(2)として、この課税の特例に関してはやや唐突感というか、そもそもが想定されていなかった制度であります。この特例の対象となる方にとっては給与所得が100分の100で計算されていたものが100分の30というように7割軽減されて課税されることとなりますから、納める側にはメリットがある反面、国民健康保険財政を運営する側としては当初予定していた税収が見込まれないということも考えられます。今回の軽減措置が国民健康保険財政全般に与える影響については、どのように考えているのか伺います。

(2)として、せっかくできる新制度でありますから、多くの対象となる市民の方にも広く知っていただくためにも軽減制度の周知方法とハローワークなどの外部機関との連携体制についてどのように考えているのか伺います。

最後に、大きな3点目、たばこ税についてお伺いいたします。(1)として、今回のたばこ税の改定に伴い、市内におけるたばこの販売への影響とたばこ税全体の収入見込みがどのように推移してくるものと考えているのかについて伺います。

(2)として、今回のたばこ税の改定は前回よりも上げ幅が大きいものでありますが、今回の税改定による税収増の見込みに反して上げ幅が大きい分、たばこの値段も上昇し、さらには喫煙をめぐる環境は大きく動いており、世界的にも禁煙化、非喫煙化の潮流が顕著です。このため今回の税改定を期に消費者ニーズが一層低下し、たばこの消費についても買い控えなどが発生し、当初見込んでいた歳入としてのたばこ税よりも減収となる可能性も十分考えられると思われませんが、その影響についてはどのように考えているのか伺います。

最後に、(3)として、たばこ税の改定に伴い、附則では詳細なる経過措置が設けられていますが、先ほどの提案説明の中にもありましたもう少し具体的にたばこ税改定後に市内小売事業者に与える影響、特に小売業者が旧税率で仕入れた製造たばこを税率引き上げ後に新税率を含めた価格で販売した場合に、旧税率と新税率に差が生じますが、税は公平に負担し、公平に徴収されなければいけません。したがって、こういった場合における手持品課税について経過措置の中でどのようになっているのか、詳細をお伺いいたします。

以上のことをお伺いして、壇上からの質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 (登壇) 大きく3点のくくりでご質疑がありましたので、順次ご答弁を申し上げます。

最初に、国保税の課税限度額について直接納税者に与える影響、引き上げをしなかった場合の影響、段階的な引き上げなどというお話でございました。課税限度額の引き上げで納税者に与える影響についてであります。課税限度額の引き上げにより附属説明資料ナンバー4にあるように、2人世帯では所得で372万5,600円を超えると支援分で影響があり、405万8,000円以上の方は今年度より1万円の負担がふえます。また、所得517万7,000円を超えると医療分の保険税にも影響が出て、553万円を超えると全体で4万円の負担の増となります。納税者にとっては、553万円の所得を超える方、給与収入では747万円以上の方は4万円負担がふえることとなります。また、市全体の影響では今回の改正により影響世帯数117世帯、課税額で164万1,000円と見込んでおりますが、今現在昨年の所得をもとに課税事務を実施している最中でありますので、確定的な数値は現在のところお答えできる段階ではありませんので、ご了承をお願いいたします。

次に、仮に引き上げを実施しなかった場合の影響として、当市の国保会計について収支状況はどうかということですが、収支状況は決して余裕があるものではなく、調整交付金や特別調整交付金といった国や道の交付金制度を十分活用しながら収支均衡を図られるよう努力しているところであり、その中で経営姿勢を評価される特別調整交付金には限度額の定めが国と同額としていることかどうかが交付要件の一つになっております。このことから、国と同額にして交付金を受け、国保会計の歳入を図ることが必要と考えて

おります。したがって、引き上げをしなかった場合の影響としては特別調整交付金の経営姿勢を評価する交付金がなくなり、そのため財源不足を補てんすることになり、国保税率の見直しの必要性が生じるものと考えております。

次に、段階的に引き上げる手法のお話でございますが、経営姿勢を評価される特別調整交付金の交付要件は、国と同額とすることが必要となっていることから、段階的引き上げでは交付要件に該当しないものとなりますので、考えていないところであります。

次に、大きな2点目の特例対象のことでございますが、非自発的失業者の範囲と市内の対象者数の把握と軽減制度による国保財政への影響、制度の周知等でございます。非自発的失業者の範囲につきましては、65歳未満で倒産や解雇などの理由により離職した者、雇用保険法でいう特定受給資格者と雇いどめなどによる離職した者、雇用保険法でいう特定理由離職者で、雇用保険の受給資格者である方が対象となっております。市内対象者については、雇用保険法の定めにより具体的な対象者数の公表はできないとのことですが、ハローワークの砂川出張所管内では昨年度200名程度の該当者がいるものとお聞きしております。砂川市内には、少なくとも100名程度の対象者はいるのではないかと予測しているところでありますが、個別対象者についてはお知らせできないとのことであります。新たに非自発的失業者として国民健康保険に加入し、保険税が軽減されると国保財政にも影響がありますが、これについては国保税の平均額と軽減後の賦課した額の差額について特別調整交付金で補てんされる予定であり、当市の国保会計への影響はほとんどないものであります。

また、制度の周知方法については、広報すながわ5月1日号で周知を予定しております。外部機関との連携では、雇用保険の窓口であるハローワークにおいて制度に関するチラシの配布を行っており、失業者との面談時に制度周知の徹底を行っていただいているところであります。

次に、たばこ税の改定による市内における販売影響、たばこ税への収入見込みと予算等への影響、また手持品課税のどのように行われているかという点でございます。たばこ税の引き上げは、本年10月から現行より40%の引き上げとなり、過去に例のない上げ幅となります。従来たばこ税引き上げ時の販売実績は、値上げ前の月には値上げ前の駆け込み需要で売り上げが増加し、値上げ後一、二カ月は売り上げが激減し、3カ月以降も前年比減少のまま推移するものでした。本年度の引き上げは、たばこの価格が1箱100円程度の引き上げが見込まれており、従来の20円から30円の値上げと比べ値上げ後の喫煙率の低下が予想されるところであります。これは、今回のたばこ税の引き上げは国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるとしておりますことから、消費を抑制するための改正であり、やむを得ないものと考えております。

また、たばこ税の収入見込み、予算への影響では、前回の値上げ時の消費動向と同様で

あれば今年度の収入見込みは1, 200万円程度の増額となりますが、値上げ幅が今までにない大きな額でありますので、もし市内売り上げ本数が3割以上落ち込めば収入見込みも減額の可能性もあるものであります。

また、経過措置についてであります。議案では7ページ、8ページの第4条の市たばこ税に関する経過措置で記載していたところであります。具体的には10月1日現在で2万本以上のたばこを保持している小売店について、在庫しているたばこに対して新税率と旧税率の差額が課税されるものです。これは、税率引き上げ前の安い税率で仕入れたたばこにも新税率が賦課されるものであります。通常たばこ税は、卸売業者が小売店に卸した時点で卸売業者に納税義務が発生するものですが、今回は小売店にも1回に限り納税義務が発生することとなります。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、順次再質疑を行ってまいりますけれども、まず市内の影響についてのご答弁をいただきました。全市民的な割合から見れば国民健康保険に加入している方と、また一般の雇用保険に加入している方もいらっしゃいますので、全市民的な話にはならないのかもしれませんが、それでも実際に課税額の限度を引き上げることによって影響を受ける方も出てくるわけでありますから、その辺どうしても税金というのはきちんと納めなければならないものでありますけれども、その一面では感情的になられる方ということと、こういった経済情勢ですので、どうしても重税感というような形で受けとめる方もいますので、これは全体に通して言えることでありますけれども、きちんとした周知の仕方、税制が変わりますということと新たな制度が創設されますといったことの、この周知ということ非常に強く今後の検討として市民に対してお知らせをしていただきたいと思いますというふうに思っております。

具体的には、再質疑の中身の具体的にお伺いしたいことは、こういった国民健康保険制度の軽減措置の話でありますけれども、軽減できるのだということも、これも今ほどのご答弁をいただくと、あくまでも雇用保険の対象となる方が中心とした軽減措置でありますけれども、こういったこともきちんとした周知がなされないと、国民健康保険に加入していればそういった制度が適用があるのかなというふうに勘違いされる方も出てくると思います。ですので、こういった先ほどから繰り返しになりますけれども、全般に対して、今回の税制改正全般に対しての単に広報でお知らせするとかだけではなくて、例えば出前講座とかもありますけれども、そういった説明会の中とか、あるいは各種町連協ですとか、農協ですか、商工会議所等の団体等もありますので、そういったところとの周知のあり方の模索といったことも考慮しているのかどうかということを再質疑としてお伺いしたいというふうに思います。

それから、たばこ税の関係についてでありますけれども、これについては先ほどの答弁の中で、通常は卸売業者が納税義務者となって申告をして納税されているわけですが、今

回に限り小売業者が1回は納税義務が発生するということでありますから、この辺はきちんと小売業者の皆さんにも認識していただかなければならないということなのです。たばこの消費の落ち込みも考えられるわけでありますから、市にとっては貴重なたばこ税というのは税収でもあります。かといって先ほども答弁にありましたように、国の方針として、また世界的な潮流として今現在非喫煙化の流れにありますので、たばこ自体の勧奨といったことも難しいと思いますので、きちんと税の取りこぼしがなく、公平な負担がお願いできるような施策、取り組みといったものが必要となってくると思いますので、この辺小売業者さんを対象とした何らかの説明会といったほうがよろしいのでしょうか。何らかの形での周知、それから説明、制度の理解といったことを市としてどのように考えているのかということをお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 3点ほどございましたと思いますが、まず限度額の関係でございませうけれども、7月に発付予定しておりますので、その中に周知できる文書を入れてお知らせをしたいというふうに思っております。

それから、経過措置、雇用、失礼しました。広報で出前講座等での周知ということでもございました。それらについても納税につながるように積極的に取り組んでそれはまいりたいというふうに思います。

あと、たばこ税の関係につきましては、小売店については税務署において指導されるという状況になっておりますので、その納付方法等については税務署のほうで歩くということでもございますので、市としては特段説明に歩くというようなことは考えていないところであります。どちらにしても、周知については先ほど言いましたように非自発的失業者についても5月1日号の広報等で周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

質疑を続けます。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 私は、議案第4号と8号について総括質疑をさせていただきます。

まず、議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定であります。先ほども提案説明にありましたように3月24日、地方税法の一部を改正する法案が国会で成立したと。それに伴うものでありますけれども、今回の地方税法の改正にはいろいろたくさんの項目、先ほどもありましたようにたくさんの項目がありまして、今マスコミで最大になっているのが個人住民税のいわゆる扶養控除を廃止するということが大きな話題になって

おりますが、これらはこの条例、砂川市の条例には提案されておりませんので、先ほどの武田議員の質疑に重複しないように何点かお伺いいたします。まず最初に、地方たばこ税の関係でありますけれども、先ほどもお話ありましたようにたばこ税が1本3円50銭引き上げることになりまして、その半分を地方分とすると。うち市町村分は1円32銭であります、平年ベースでいいますと約628億円の増収が見込まれるというふうに言われており、その話は先ほど1,200万というご答弁がございましたけれども、お伺いしたいのは今度の税の引き上げについては総務部長の提案説明ありましたように、たばこの被害から国民の健康を守ることが最大のことでございまして、国も地方もこの増税分をたばこの被害で苦しんでいる人たちへの対応や医学的研究、予防対策の財源に使って、住民の健康を守る予算措置が必要だというふうに言われているのです。そういう意味でこの増収分についてのそういう立場での活用計画があるのかどうか。これ今までと違う。今まで一般財源として増に入るのですけれども、今回の場合はそういう条件がつけられているということがありますので、この点について1つお伺いいたします。

それから、大きな2つ目では、国民健康保険税については先ほどからいろいろお話がございました。応益割の所得基準による減額措置については、これまでなかなか市町村独自でやろうとしても国の縛りがあってできなかったのですけれども、これについては政令にかかわらず市町村独自で7割、5割、2割の軽減ができるというふうに改善されたことは大変いいことだと私も思っておりますし、それから自発的失業者の負担軽減についても先ほど指摘と答弁がありましたけれども、これについて私の理解ではおおむね2年間と言われているというので、これ期限が先ほどなかったものですから、そういうふうに理解していいのかどうか、その点についてのみお伺いしたいというふうに思っております。

それから、課税限度額につきましては、先ほどご答弁がありまして、砂川市の状況についてもお話がございました。そして、もしこれを引き上げなかった場合には、特別調整交付金などに大きな影響が出るというのですけれども、具体的な金額がちょっとお伺いできなかったものですから、どのぐらいの影響が出るのかお伺いしたいというふうに思っております。

それで、新しい政権になって変わった点があるのですけれども、市長もご承知のとおり、皆さんもご案内のとおり国民健康保険税は非常に高いというのがこれ皆さんの共通のことなのです。それで、何とか各市町村はみずからの財源で少しでも軽減を図ろうということでありまして、努力をしてきたのでありますけれども、これまではいわゆる北海道の厚生局との打ち合わせをしている場合には、市独自の軽減措置をとった場合にいろいろ打ち合わせと称していわゆる再検討をさせたり、場合によってはペナルティーをかけるというようなことをやってきていたのでありますけれども、新政権になりまして、これは地方分権に反するというにされまして、やはり各地方自治体は厳しい財政のもとで住民の負担軽減と保険税の収納率を上げるために独自の軽減策とって保険税の引き下げに努力して

いるときに、それを国が邪魔することは許せないということが3月16日の参議院の厚生委員会で、長妻厚生労働大臣がそのような指導をしている厚生局は非常に配慮を欠いたものになるおそれがあるために、地方厚生局に注意を喚起したいというふうに答弁して、市町村独自の軽減措置が可能になったわけです。ですから、今回の場合は課税限度額を引き上げることで、だめでありますけれども、こういう措置を受けて、やはり高い国民健康保険税を市独自で市長の政策で軽減できる道筋がついたわけでありますから、そんなお考えはないのかどうかお伺いしたいということです。

最後に、証券優遇税制について、先ほど提案説明もありましたけれども、お伺いいたします。これは、2012年の1月1日から新たに年間100万以下の株式、上場株式の投資について非課税の口座を設けた場合、その口座内の配当、譲渡所得については個人住民税は非課税にすると。この優遇措置は3年間の時限措置で、最大300万まで投資する人たちに対する優遇措置がとられているのです。同時に、現在の上場株式の配当、譲渡所得の軽減税率は10%なのです。本則は10%なのです。この優遇措置もそのまま継続されているというのがあります。私たちの庶民の貯金は金利、ゼロ金利が継続しており、その安い金利の中からも結局は20%の税金が引かれていると。なのにこの人たちは非課税か、あるいは10%でいいということになるわけで、これはやはり上場株式投資家への優遇税制ではないかというふうに言われていますが、そのように理解されているのかどうかだけをお伺いをしたいと思っております。

議案8号については、ちょっとわからないので、聞きたいのですけれども、3月定例会で同じ場所で、一部を買収するというのが同じ番地ですよね。259番地の4のうち3、955平方というふうになっていて、今回それも含んだ場所に囲んだところ見ればなっているのですけれども、そこは別なのか、同じなのか、そのことだけお伺いして、第1回目終わります。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 何点か、4点、5点ほどございましたでしょうか、答弁漏れがあればご指摘をいただきたいと思えます。

最初に、たばこ税関係の増収分の関係でございます。税率引き上げによる増収分、その活用等というお話がどうなのかということでありました。増収分の活用法については、今回の増税は税制改正大綱にも示されているとおり、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するためと。将来に向かって税率を引き上げていくものがあるとしております。もともと増収の減収が続いていることから、引き上げにより消費が減少し、増収にはなかなかつながらないのではないかと今考えているところであります。増収益の活用というところには現在のところ考えていないところであります。

それから2点目に、自発的失業者の期間ということで2年間かというような確認がございましたけれども、これにつきましては本人が退職したときから翌年度末という状況にな

ってございます。

それから、保険税制、保険、国保税が高いのではないかというようなお話の中で、独自のものができないの、独自の現税制度というようなお考えはどうかというようなお話がございました。独自の軽減制度につきましては、国民健康保険制度につきましては加入されている方の保険税と公費で賄うというのが基本であります。公費についても定められた項目、割合によって負担するということが必要と考えております。このことから、独自軽減策について現状では考えておりませんので、ご理解をお願いをしたいというふうに思います。

次に、証券税制のご質疑がございました。上場株式への投資への優遇税制ではないのかというようなご指摘でございます。少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得など非課税措置については金融所得課税の一体化の取り組みの中で個人の株式市場への参加の促進を図るという観点から、現行の軽減税率が平成23年12月末をもって廃止され、本則課税であることにあわせて設けるもので、取得価格ベースで年間100万円以下の少額投資の優遇であります。証券税制の本格化、先ほど本則20%に向けてのための激変緩和措置ということでご理解をいただきたいというふうに存じます。

それから、議案第8号の関係で、同じ地番というようなお話でございましたが、3月定例会での地番等につきましては、債務負担で4年間で土地を取得するというので、一団の地番が259番4ということでございまして、債務負担で4年間に分けて購入していくのですけれども、分筆することになると分筆の手数料がかかるというようなことから、今回の契約にあわせて一団の土地として購入契約を結び、仮契約を結び、そして債務負担で年度、年度の予算をつけて購入していくということでございますので、まだ分筆前の土地でありますので、地番的には同じになるということでございます。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君（登壇） 国民健康保険の限度額の引き上げ、さらには影響額というような部分でございます。それとさらに、非自発的失業者の関係にも影響してくるのかなという感じがいたしますけれども、そこら辺の関係について私のほうから答弁を申し上げたいと存じます。

まず、限度額の引き上げで、これは附属説明資料のナンバー2でしょうか、ここの軽減額の部分の現行対比という部分で見ただけであれば、これ一般被保険者の医療給付費の分では合計年税額では99万5,000円、これだけ影響がありますと。それから、退職被保険者では6万円、合わせて105万5,000円というような形でございます。これは、1世帯当たり直しますと、医療部分ではこれ1世帯当たり331円、それから1人当たりでは210円というような形になります。それと、もし限度額を上げないというような状況になれば、これ21年度ベースで、特別調整交付金という一括した言い方をしておりますけれども、これ特別調整交付金の中に特別事情分という部分が実はあるのです。この

特別事情分という部分が、要するに国民健康保険の運営にかかわる経営姿勢というような部分がこれ評価されるという部分で、この中には要するに医療費の無駄な医療費を支出しているのかしていないのか、例えば重複請求がないのかというような部分で、これレセプトの点検業務などがこれ実は含まれております。さらに、国の限度額と同じ限度額にしているのかどうか。国の限度額と同じ限度額でなくて低い限度額にしているにもかかわらず、この特別事情分という部分については請求を、要するに応募をしてもこれは一銭も当たらないというような状況がございます。通常の特例調整交付金という部分については、そのほかに要するに国保税の収納率、ここら辺も実は影響してまいります。そんなような状況の中で、平成21年度の特別調整交付金のうちの特別事情分、この部分が約1,800万実は交付されているというような状況でございます。これは、3月に実は交付されました。そんなような状況でこの1,800万を一般被保険者の1世帯当たりで割り返しますと、大体6,000円弱、5,982円ほどに実はなりますし、被保険者1人当たり直しますと3,800円程度になるというような状況がありますから、この1世帯当たり331円と特別調整交付金の特別事情分、この5,982円の差し引き大体5,600円程度これは限度額を引き上げなければ、全体的に引き上げなければ、国保財政がもっていかないというような状況になります。当初予算で、平成22年度の当初予算で、これは要するに財源不足分を約3,967万3,000円ほど実は組んでおります。これについては、要するに1,800万の特別事情分というのが実は入っておりません。ですから、1,800万が入ってくるような状況になれば、この3,900万から1,800万、2,100万の不足というような形になってくるというような状況になります。それとさらに、予備費がありますから、予備費の1,500万、これもほとんど使わないで済むであろうというような状況が想定されます。それとまた、若干執行残というような部分もありますから、そんな大幅な赤字にはならないというような状況が想定されます。そんな状況で限度額の関係については、一応額的にはそんなような状況でございます。

それと、非自発的失業者にかかわる100分の100を100分の30、100分の70減額するという部分については、これ差額部分については一応国の特別調整交付金、これは通常の特例調整交付金の中で結局国が負担をする、補助をすると、こういうような形になりますので、これについては自治体の持ち出し、保険、砂川市の国保会計の持ち出しは直接はないと。ですから、国民健康保険会計への影響はほとんどないというようなことが言えるかと思えます。

それと、もう一点ちょっと補足になりますけれども、独自の軽減というような部分もございまして、砂川市の一般会計から国民健康保険会計に繰り出している部分については一応ルールを定めております。その中で結局繰り出しをしているというような状況がありますから、幾らでも繰り出しはできるのですけれども、繰り出しをすることによって一般会計のほうは圧迫されるというような状況も含めて、一般会計そのものが硬直化する

というようなこともあわせてありますので、そこら辺についてはなかなか一朝一夕に一般会計から繰り出しをすると、こういう形にはならないということでございますので、そこら辺についてもご理解をいただきたいというふうに考えるところでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。

それで、たばこ税については減収になる、やってみなければわかりませんよね。本当は、たばこのむ人が減れば減収になるの当然のことなわけですけれども、国の言っている分は増収に仮になるので、それを結局平年ベースで国は計算していますから、平年ベースで増収になるのだというふうに言っているのだけれども、そのお金をそういうたばこで苦しむ被害者の皆さんや、皆さんたちのために国も地方もやっぱり使うようにという努力をすれという方向でありまして、ご承知のとおり公共施設の全面禁煙化、これは義務ではありませんけれども、方針も厚生労働省は打ち出すとか、さまざまなことがやられていますので、今皆さんご承知のとおりたばこのむ人には大変いろんなことがあるのだと思いますけれども、国民全体でいえばやっぱりたばこの被害というか、そういうことがかなり大きな無駄になっていて、そういう意味でやっぱり対策を市としてもきっちりしっかりやっていくことが私も大事な点でないかなというふうに思いますので、これはたばこの財源だけをどうするというにはならないのでしょうかけれども、やっぱり市としても今の国や、あるいは世論の流れに沿って具体的な禁煙対策等々についても、あるいは健康増進対策についても取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それから、国民健康保険については、副市長の答弁でわかりました。私たちも最高限度額は、本当は半分ぐらいとか、市長もいろいろお考えあるから、上げなくて済むのであれば、やっぱり4万も、一遍に4万円も上がる人もいるわけですから大変なのですけれども、しかしそれをしなければ今の状況でいえば所得の低い人にも負担がかかっていくと。今回は、その税率が変更されておりませんから、もともとでいえば限度額の引き上げもあるいはもろ手を挙げて賛成するわけではいかない中身でありますけれども、でも国民健康保険条例の中見るとそういう点でありまして、ここは皆さんも大変ご苦労されていることだというふうにも思っておりますが、ただ、今最後に副市長言われましたように国も、特別調整交付金も、いわゆる収納率というのが先ほど言ったようにあるのです。それで、ほかの、うちの自治体もぎりぎりのところでクリアしているのだと思いますけれども、結局収納率を、高いから払えないという人もいて、それから悪質で払えない方もいらっしゃるかもしれませんけれども、高いから払えないということもあるから、何とか軽減して、収納率を上げて、そして特別調整交付金も受けようということがあって、すごく自治体の職員の皆さんや理事者の皆さんが努力されているというところあるのです。そこに向けて今度は国のほうで、今まではいろんな縛りはあったけれども、それは今度の改正でそれはできるというふうにされたことは、私は非常に改善された部分であって、やはり地方分権の部

分にかかわるし、市長さんの政策にかかわる部分になっていくのではないかというふうに思っておりますので、この部分を今言われていましたように不況で大変で仕事がないとか、あるいは中小企業の皆さんも大変だという状況もありますので、やはり国民健康保険の軽減は総務部長は全く考えていないようなことを言いましたけれども、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その辺市長さんのお考えあればお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 今のご質疑ですけれども、釈迦に説法かもしれませんが、国民健康保険の運営につきましては砂川のいけば長い歴史の中に実は今日があると思うのです。その歴史を今変えて、例えば一般会計でその分を持つというような考え方は実は持っていないのです。古い話ですけれども、昭和48年に国民健康保険が長い間繰り上げ充用金によって何とか歳入歳出をやりくりしてきたと。しかし、もう破綻の限界になったのが実は48年なのです。記憶では48年。そのときに国が2,000万出すと。市町村が、また市町ということは砂川市は2,000万で、4,000万を出して、いわば新たにこの財政運営をしていくというのが当時の48年だったと思うのです。そのときに決めたのは3点ほど実はあるのです。それは、要は国民健康保険の加入者の方々に、だけになぜ一般会計で負担をしなければならないのだろうか。他にもいろいろないわば保険が制度があると。船員保険もあれば共済もある。あるいは、社会保険もあると。そういうようなことからして、いわば理論と理屈がなければ一般会計で入れてはいけぬというのが当時の議会での論議だったというふうに私は記憶しております。したがって、それを独自会計でやるよと。ただし、これは国民健康保険であろうと、一般会計もそうですけれども、単年度予算であるということを忘れてはいかぬということは、現在国保に加入者と新しく入ってくる加入者の税の公平な負担を求めなさいというのがそういうことです。いわば長い間税率改正をしないで赤字でずっとくると。そして、その赤字を新しい加入者にまで負担をしては原則的にいけないから、その都度きちっと上げて、いわば健全な財政手段。そのときに大事なことは、先ほど副市長言ったように予備費が1,500万ある。かつて砂川も1億からの基金を持っていたときに、なぜ幾らでも、あれば幾らでも基金積み立てをするのかといたら、そうではないと。やはり1億というのはせいぜい1年か2年で使い果たすこともあるから、ある程度1億をめどにして、いわば基金は積み立てしなさいと。そして、予備費は1,500万、この範疇を考えながら税率改正をせいというのが当時の考え方でありました。それから、今副市長言ったし、土田議員さんがおっしゃったように一般会計で負担する理由が実はなければだめだと。それがどういうことかという、かつて東京都の美濃部知事が老人医療の無料化に実は踏み切ったのです。このときに厚生省では、憲法違反ではないだろうか、無料にすることは。これらが厚生省論議したけれども、結果的に美濃部さんがいわば実行したことによって、当時の4,000ぐらいの自治体が一斉に老人医療の無料化に走った。砂川市もそう。そのときになったのは、広報担当者の

方々にすれば老人医療の無料化に伴って、本来は医療費はこの程度で終わるにもかかわらず、言葉はどうか知りませんが、医療、病院にかかる率が多くなっていく。したがって、医療費が伸びると。これは、市長の政策で老人医療無料やったのに、これを税で国保の方々にやることはいかがかと。こういうことから、実はそれもそうだなということで、いわば一般会計からこれをしていくと。これは、今は例えば道も国も老人医療制度がきちっとなって、砂川と相交差することになったものですから、それは繰り出しはやめろということで実は来ているわけです。したがって、私どもは長い間の国民健康保険をどう今後運営していくということは、やはり歴史的な背景の中で、今土田議員さんおっしゃるに金があるから、それでは入れればいいのではなくて、やはりある一定の理由と理屈を伴って、私は国保会計というのは運営していくものではないのかなと。したがって、もちろんその時々でかつては社会保険から見るとずっと国保安かったから、それでは少しは入れようかということではあったのですけれども、実際はそのような理由と根拠のもとに、一般会計で入れる場合はこういう理由と。したがって、単純に軽減する場合はそれは一般会計で持つてはいけないと。それから、国が限度額2万なり4万なり値上げをして、国保が赤字でも何でもないので限度額を国が求めて上げたとした場合、それはそうではないと。私どもは、今十分健全な財政運営をしているから、例えば限度額を上げた分だけで1,000万なら1,000万あり、財政状況いいのに改めて収入入るのであれば、もっと税率を下げ、公平な税関係で1,000万多いのなら1,000万下げようと、こういうことで2年前から私どもやっております、したがって我々は過去のなそういう歴史的な背景の中で国民健康保険というのは実は運用してきていると。したがって、やはりそれらを投入することが加入者に安定的な、安全的なものをやっぱり運営していくのではないだろうか。このようなことを考えておまして、土田議員さんおっしゃるように軽減すれば一番いいこととおっしゃるように、限度額も今正直に収納率もずっと落ちてくる。収納率落ちればペナルティーがかかるという悪循環も実はあるわけです。したがって、担当者にすれば何としても国保の収納率をどう高めるかということで苦労されているわけでありまして、今当分はそういう議会との当時の理事者との議論の中に今日ある国保会計はそのまま当分は運営していくべきではないだろうか。苦しいの十分わかりますし、土田議員さんおっしゃっていることもわかるわけでありまして、そういうことで当分は今の運営の仕方でいかせていただきたいというふうに思っています。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 市長の苦労もわかるのですけれども、今お話ありましたようにやはり国なので、国庫支出金が本来は55以上あったのです。今25ぐらいまで落とした。ですから、その分が結局加入者にも負担として、ちょうど国保料は倍に上がってしまったのです、国が減らした分を。ですから、国民健康保険の皆さんの負担がやっぱり大きいということなのです。ですから、根本的にはやはり国の国庫支出金をやっぱり45ないし、あるいは

もとに戻すということのやっぱりここで運動しない限り、今市長さん言ったようなことにもなるでしょう。我々もそこは国の問題だよというふうに考えております。ただ、そういう中でも、国がそうやっている中でも少しでもやっぱり自治体として住民の皆さんの負担を軽くするためにというので、今度の税率改正の中で国がそういう圧力をかけないでできるようになったということは私は評価することでありますから、やはり地方自治体の首長さんのやっぱり裁量で、あるいは政策でやっていただけたということは一步前進だなというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただきたいという意味で私は申し上げたので、そういう点で質疑を終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号から第5号まで及び第8号の質疑を終わります。

討論は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後0時59分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて議事を進めます。

議案第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第6号 工事請負契約の締結について
議案第7号 工事請負契約の締結について

○議長 北谷文夫君 日程第5、議案第6号 工事請負契約の締結について、議案第7号 工事請負契約の締結についての2件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 (登壇) 議案第6号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案の理由は、砂川小学校校舎地震補強等工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

記として、1、工事名、砂川小学校校舎地震補強等工事。

2、請負金額、3億2,445万円。

3、工事期間、契約締結の翌日から平成22年11月30日まで。

4、契約の相手方、水島・奥山経常建設共同企業体。代表者、砂川市西1条北21丁目1番1号、水島建設工業株式会社代表取締役、水島孝嗣。

5、構造、規模は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積4,365平方メートルであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第7号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案の理由は、石山中学校校舎屋体地震補強等工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

記として、1、工事名、石山中学校校舎屋体地震補強等工事。

2、請負金額、1億6,968万円。

3、工事期間、契約締結の翌日から平成22年11月30日まで。

4、契約の相手方、林・北陽経常建設共同企業体。代表者、砂川市西1条北15丁目1番29号。株式会社林工務店代表取締役、峰田多喜男。

5、構造、規模は、校舎棟が鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積2,112平方メートル、屋体棟が鉄骨造平家建て、延べ床面積1,225平方メートルであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第6号及び第7号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号及び第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

〔総務部長退場〕

再開 午後 1時07分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第6 議案第9号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めること
について

○議長 北谷文夫君 日程第6、議案第9号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を
求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第9号 砂川市固定
資産評価員の選任についての同意を求める案件でございますけれども、砂川市固定資産評
価員、善岡雅文氏は平成22年3月31日をもって辞任いたしましたので、次の者を固定
資産評価員に選任することにつき、地方税法第404条第2項の規定に基づき市議会の同

意を求めるものであります。

現総務部長、角丸誠一氏を選任したいと存じますので、よろしく願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 これより議案第9号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

〔総務部長入場〕

再開 午後 1時09分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で日程のすべてを終了いたしました。

これで平成22年第3回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時09分

※個人情報に該当する部分は〇〇〇と表記しています。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年4月15日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員